

参 考

(2) 災害事例研究法について

労働災害により、多くの貴い生命が失われ、血が流されています。

私達、労働災害防止活動にたずさわる者は、このことを重く受け止め、2度と同じ災害は引き起こさないとの強い気構えのもと、再発防止対策樹立に向けて努力しなければなりません。

その第1歩となるのが、「災害事例に学ぶ」ということであり、災害事例の研究を通じて導き出された結果を対策に生かすことが大切です。また、災害事例分析に当たっては、客観的で徹底した調査を行い、これに基づき「事実の確認」「災害の原因の把握」「災害原因の決定」をきちっと行っていくことが必要ですから、参考までに、「災害事例研究」の手法を用いて、原因を究明し災害防止対策を樹立していく方法を掲載しました。

「災害事例研究法」

1. 災害事例研究のねらい

災害事例研究は、労働災害の事例を課題として、その事実と背景を体系的につかみ、把握された問題点とその背景から根本的問題点及び災害原因を決定し、今後の災害防止対策をたてるための手法である。

災害事例研究の主なねらいは、次のとおりである。

- (1) 災害原因を体系的に究明し、これに対する対策を立てる。
- (2) 災害防止の原則を習得し、これを日常の安全衛生管理活動で実践すること。
- (3) 参加者の安全衛生管理活動に関するものの見方や考え方を深めたり、または態度を変えること。

2. 災害事例研究の進め方

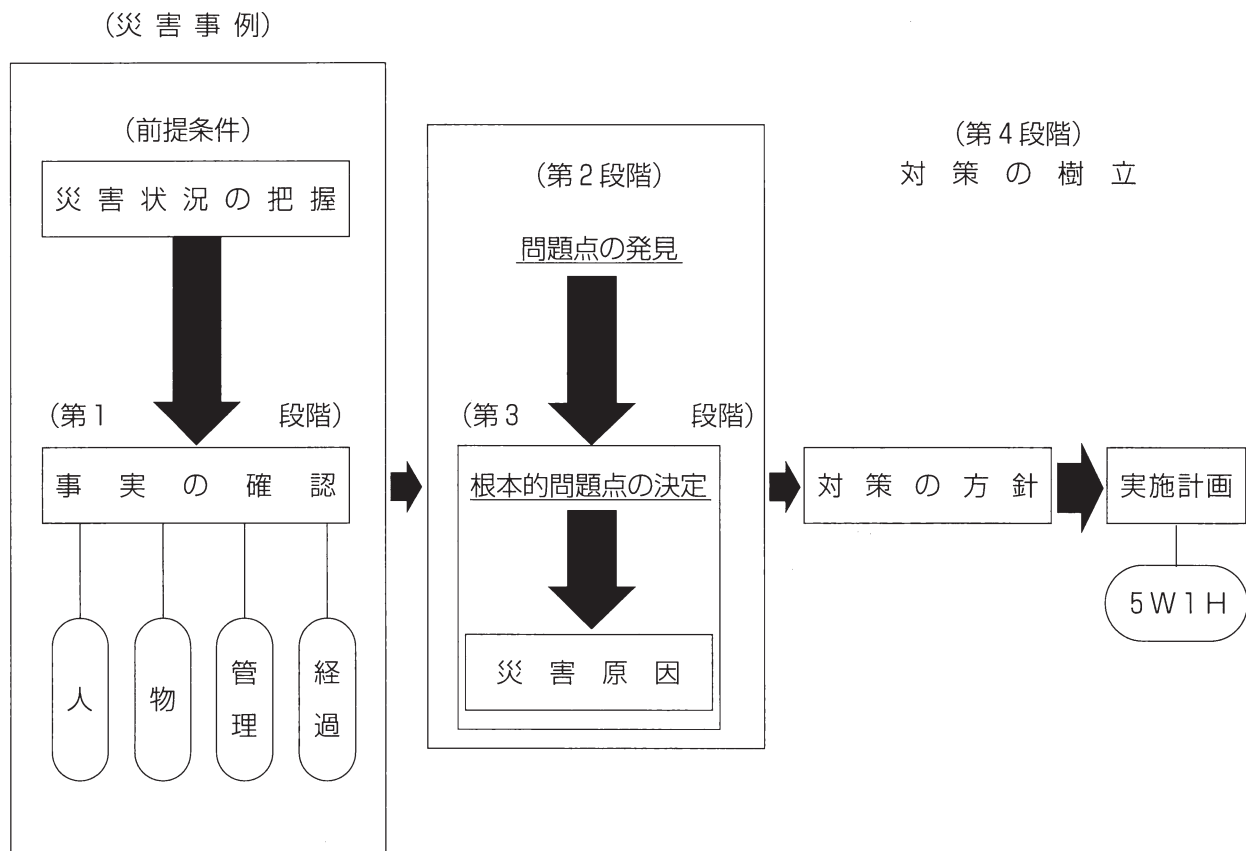
(1) 災害事例研究の準備

- a. 研究すべき災害事例を決定し、事前に関係者に事例及び災害事例研究用紙を配布すること。
- b. 司会者及び記録者など役割分担を決定する。
- c. 事例提出者に、事例に関する資料、災害に係わる管理・監督者及び被災者を中心とした組織図または発注者、元請・下請の関係を示す系統図及び災害現場見取り図を完成させ、準備すること。
- d. 労働安全衛生法令、社内規程、作業手順書など討議に必要な資料を準備するか、または参加者に携行するように指示すること。

(2) 討議の進め方

- a. 研究のねらいを説明し、参加者がどんな立場から、何を重点として解決するかを示し、司会者の進行により開始すること。
- b. 役割担当者を紹介すること。
- c. あらかじめ討議過程の予定時間を決めておくこと。
- d. 事例提出者は災害事例について参加者に説明すること。
- e. 参加者より質問を受け、事例の解明または解決に必要な情報を明らかにする。
- f. 事例研究の手順にしたがって討議を進め、災害事例に対する解決策を見出す。
- g. 指導者は討議中、適切な助言を与えたり、質問したりして、最後に必要なコメントをすること。

災害事例研究の進め方



(注) 災害事例研究用紙を参照のこと

3. 災害事例研究の手順

災害事例研究の手順は次の5ステップで行う。

前提条件——状況の把握（災害状況の主な項目について把握する）

第1段階——事実の確認（事例の解決に必要な情報を正確に把握する）

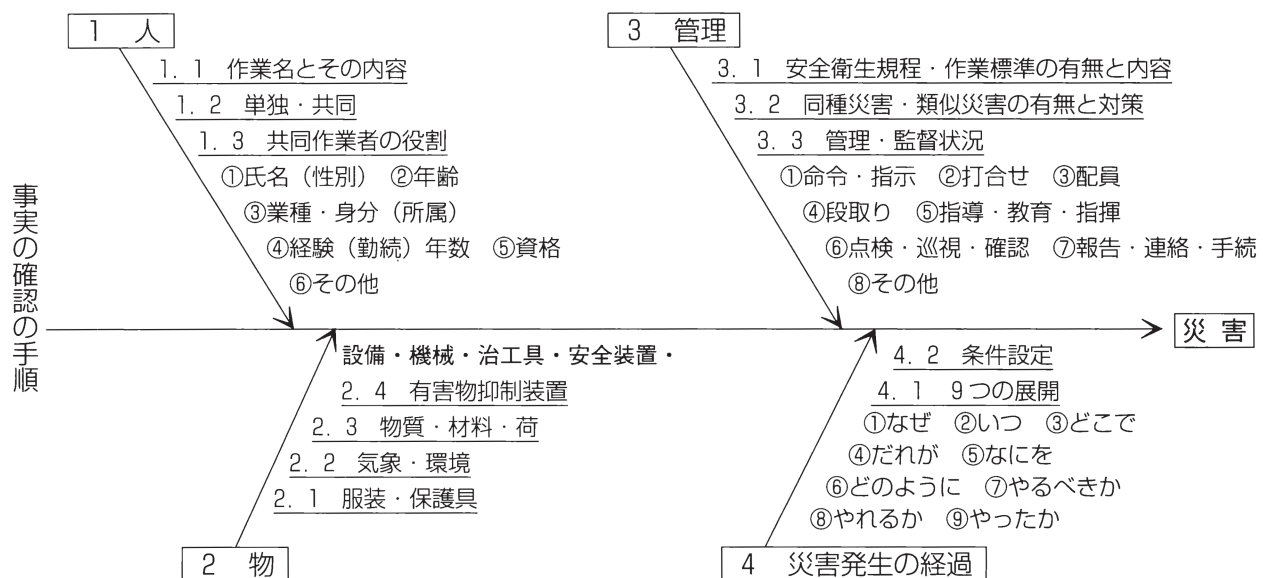
第2段階——問題点の発見（事実から判断して基準からはずれた問題点を発見する）

第3段階——根本的問題点の決定（災害の中心となった根本的問題点を決定し災害原因を決定する）

第4段階——対策の樹立（事例を解決するための対策を立てる）

災害事例研究の手順

(1) 前提条件 －災害状況の把握	a. 災害発生日時・場所 b. 業種・規模 c. 傷病の状況 ア. 部位 イ. 性質 ウ. 程度 d. 物的被害状況 ア. 損傷状況 イ. 生産停止日数 ウ. 損害額 エ. その他 e. 被災者の特性 ア. 氏名（性） イ. 年齢 ウ. 職業・身分（所属） エ. 経験年数 オ. 資格 f. 事故の型 傷病を受けるもとなった起因物が関係した人または物にかかわる現象 g. 起因物 災害をもたらすもとなった機械、装置、もしくはその他の物または環境等 h. 組織図 被害者を中心に作業者間の指揮命令系統の関係を明示するもの i. 災害現場見取図
(2) 第1段階 －事実の確認	作業の開始から災害の発生までの経過のうち、災害と関係のある事実及び災害要因と認められる事実をなるべく客観的に明らかにする。
(3) 第2段階 －問題点の発見	a. 把握された事実から判断して、基準からはずれた事実を問題点として摘出し、何を基準として問題点としたかその理由を明らかにする。特に関係法令、社内規程等との関係から検討する。 b. 基準とは、法令、技術指針（労働安全衛生法第28条参照）、社内規程、計画、作業命令、作業標準、設備基準、職場の慣習、作業の常識等をいう。 c. 問題点とは、管理・監督者または作業者の権限、責任及び職務から見て、やるべきことを基準どおりにやったか、またその能力、適性から見て、やるべきことを基準どおりにやれるかによって評価し、判断して決められる。
(4) 第3段階 －根本的問題点（原因）の決定	a. 問題点毎に、その災害要因が人的か、物的か、もしくは管理的であるかの区分を決定する。 管理的とは、作業管理または災害防止上、対策を要する管理的責任がある場合をいう。 b. 把握された問題点のうち、どれが災害の中心的要因となったかを、念入りに検討し、これを根本的問題点（原因）として決定する。 法令、社内規定に違反する事実は、問題が大きいので、災害との因果関係を考慮して根本的問題点（原因）とする。 この場合、管理的責任にウェイトをおくことが大切である。
(5) 第4段階 －対策の樹立	a. 同種災害の防止対策を立てる。 対策は決定された原因全てに対して立てる。 対策は必要性、具体性及び実施可能性のあるものであって、最善の方法が望ましい。今後災害要因をどのように発見し、それを除去するか、または新たな災害要因の発生を予防するにはどうすべきかを検討することが大切である。 b. 対策の実施計画を立てる。 実施計画は、対策毎に、だれが（だれに、だれと）、いつまでに、どこで、なにを、どのように、を明らかにする。 「いつまでに」は具体的に決める。必要に応じて、確認の方法を具体的に決めておくことが大切である。



災 害 事 例 研 究 用 紙

I 災害状況						
1. 災害名と災害時の作業内容			2. 発生日時・場所			
(1) 作業名：			(1) 発生日時：			
(2) 災害時の作業内容：			(2) 場 所：			
3. 災 害 分 類	(1) 事故の型		(2) 起因物		(3) 傷病名	(4) 傷病程度
4. 被害者 の特性	(1) 氏名・年齢 性別	(2) 職 種 (所 属)	(3) 経験年数 (勤続年数)	(4) 資格	(5) 死亡	
5. 組織図				6. 災害発生状況図		

Ⅱ 事実の確認（第１段階）

1. 人的面（この作業の直接の関係者。特に災害に関係のある場合に記載する。）

- (1) 単独作業 共同作業（ 人）
(2) 被災者を含めた作業関係者の役割と特性

氏名	年齢	職 種	経験 年数	所持している資格	その他特記事項（知 識・技能・健康等）

- (3) その他参考事項（生理面、心理面等）

2. 物的面

- (1) 服装・保護具の着装状況
 a. 服 装：
 b. 保護具：
(2) 気象（天候、気温、湿度、風速等で特記すべき事項）
 a. 天候：
(3) 環 境（屋内外、作業床、通路、整理整頓、作業場の温熱条件、照明、騒音、
 換気、有毒ガス、蒸気、粉じん等）
 a.
 b.
 c.
(4) 荷の名称、形、数量、重量等
 a. 荷の名称：
 b. 形 状：
 c. 寸 法：
 d. 重 量：

(5) 設備、機械、治工具、安全装置、集じん装置、換気装置等

a. 機 械：

b. 用 具：

3. 管理面（この作業の監督者の立場でとらえる）

(1) 当該作業の管理・監督状況

a. 安全衛生管理規程

b. 具体的作業計画

c. 作業指示

d. 作業標準書

e. 作業割当

f. 作業前、作業中の打合せ

g. 監督・指導

h. 始業点検

i. 資格

(2) 日常の安全衛生管理状況

a. 安全衛生推進者の選任

b. 教育等

b. その他の安全衛生活動

4. 災害発生経過 (5 W 1 Hにより、災害に係のある事実と、その背景となる事実を時系列に記載する。)

Ⅲ 問題点の摘出（第2段階） 「事実の確認」に記載の事実のうち、基準（法令、社内規程、職場の習慣、指示命令）から外れているものを問題点とする。				Ⅳ 原因の決定 （第3段階）	
事実 No.	問 題 点 の ポ イ ン ト				決定 原因 No.
		人	物	管 理	

V 対策の樹立 (第4段階)							
原因 No.	同 種 災 害 防 止 対 策	いつまでに	だれが だれに	どこで	なにを	どのように	